

平成 24 年 11 月 16 日

日本学術会議会長 殿

### 課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

#### 記

- 1 提案者 会長
- 2 委員会名  
科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会
- 3 設置期間 平成 23 年 11 月 16 日から平成 24 年 9 月 30 日まで
- 4 課題の内容

##### (1) 課題の概要

科学・技術に関するデュアルユース（民生・軍事の両方に利用可能なこと）問題について、国際的には、コンセンサスが得られている生命科学分野において、生物兵器禁止条約（BWC）のもとで取組が進められており、我が国の政府も BWC に加盟して必要な取組を行っている。現在は、軍事のみならず、テロへの悪用も国際的懸念の対象となっている。

日本学術会議においては、平成 17 年の会長コメントにおいて、科学者がデュアルユース問題にも目を配るべき旨の「バイオセキュリティに関する IAP 声明」が発出されたことを支持したものの、その後は目立った活動を行ってこなかったが、外務省より、生命科学におけるデュアルユース問題に関するシンポジウム開催の依頼を受け、本年 8 月に学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」を主催したところである。同フォーラムにおいては、デュアルユース問題に関する問題意識の共有に加え、情報発信の重要性や行動規範策定の必要性が指摘され、こうした取組に関して、日本学術会議が積極的な役割を果たすべきだとの意見が出された。

このように、過去の経緯としては、主として生命科学分野に限って取組が行われ

てきたが、デュアルユース問題は幅広い分野に内在する課題であるため、各分野での実情を踏まえた幅広い議論を行う必要があると考えられる。これらの点を踏まえ、「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会」を設置し、必要な活動を行うことを提案する。

## (2) 審議の必要性と達成すべき結果

上記のフォーラムでも指摘されたとおり、デュアルユース問題については、科学者が自らの研究に責任を持ち、研究成果の社会的影響について注意深く認識すべき問題であるとともに、科学の自由で健全な発展を阻害することに波及してはならないものでもある。我が国の科学者の代表的機関である日本学術会議によるバランスの取れた議論を経た上で、国民ならびに科学者に対する普及・啓発や積極的な取組を行う必要性が高い。具体的な活動は以下のとおりである。

### ① 行動規範策定に向けた取組

デュアルユース問題に関する理解を深め、科学者の責任について議論するとともに、行動規範の策定を行う。なお、政府レベルにおいては、主として生命科学分野に限って取組が行われているが、上記のとおり、幅広い分野に内在する問題であるため、各分野に対して効果が及ぶような取組を行う。

### ② 普及・啓発に向けた取組

関係府省と協力し、科学者がデュアルユース問題の背景と実態を理解するための、普及・啓発教材の開発を行う。

また、デュアルユース問題に関する一般国民への普及・啓発を図るため、年に1回程度を目途に、シンポジウムを開催する。

### ③ BWCに関する情報収集等

上述の通り、デュアルユース問題は、各国政府レベルでの取組が積極的に行われており、日本学術会議としての取組を効果的なものとするためには、政府との連携を密にする必要がある。そこで、外務省等の関係府省と連携し、BWCに関する国内外からの情報収集及び必要な協力を行う。

## (3) 日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告等の有無

※会長コメント「バイオセキュリティに関するIAP声明について」（平成17年12月19日）

※声明「科学者の行動規範について」（平成18年10月3日）

## (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

BWCに関し、締約国会合又は専門家会合が隔年で開催されるとともに、5年に一度、運用検討会議が開催されているところ。これらの会議において毎年、報告、

議論が行われている。

(5) 各府省等からの審議要請の有無

文書による具体的な審議要請はないが、外務省より、我が国のアカデミーとしてデュアルユース問題に関する取組を行っていただきたい旨の依頼を口頭で受けているところ。

5 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

第 22 期の会員・連携会員のほか、従前よりデュアルユース問題に携わってきた研究者を特任連携会員として任命する必要がある。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

各部会員 3～4 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 20 名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

① 行動規範策定に向けた取組

平成 24 年 9 月までに成果の取りまとめを行う。成果の取りまとめに当たっては、社会に対し問題意識の普及・啓発ができるよう、公表の方法を工夫する。

② 普及・啓発に向けた取組

普及・啓発教材の開発について、関係府省の動向も見据えつつ、平成 24 年 9 月までに中間とりまとめをおこなう。

平成 24 年 8 月を目途にシンポジウムを開催する。

なお、これらの取組については、継続的活動が必要となる場合もある。

③ BWCに関する情報収集等

本年 12 月にジュネーブで開催される BWC 運用検討会議において、8 月のシンポジウムの概要及び日本学術会議の今後の取組を報告する予定。その後、同会議の結果報告を含め、必要な取組を行う。

6 その他課題に関する参考情報

特になし。